貞丈雜記

十下

五五〇〇番

農
圖
第一
共

内閣文庫
和書 類
二一四二二 號
三二 冊
一五三函 一七 架

~~太政官文庫
和書 門
二一四二二 號
二八 函
一三 架
三二 冊~~

禮

内閣文庫
番號 和 11422
冊數 32（20）
函號 153 287

国立公文書館
National Archives of Japan

五五〇〇〇番
明治十二年購求

一 矢ニ内向（ウチムキ）と云ハ矢をうちにつがひて羽表（ハラモテ）我身の方へむきたるをいふ 外向（トムキ）と云ハ羽表我むかふの方外へ向たるを云 内向外向と云事的矢ニ云事也 一手ある故也 外向をバ甲矢（ハヤ）ニ射内向をバ乙矢（オトヤ）ニ射る也 外向ハ陽也 内向ハ陰也 陽の矢を先ニして陰の矢を後ニ射る志也（内向外向ハ的矢ニ一手ある矢のミにし内向の事をおも向ともいふ 猪羽記ニ見）

一 外向（トムキ）を兄矢（ハヤ）ニ射内向を弟矢（オトヤ）ニ射ることいつも急度定りたる法式ニハあらざれども古のごとくするをよしと云也 されハ法量大的弁釈記ニ定役ハ弟矢なれども外向をもやニ射てよきよし云々 定役ハ弟矢なれどもとあるを以て

定法にハあらざる事を知べし又的出据に云兄矢弟矢まぜりて矢を射る皆と云事外面をもやに射内面を弟矢に射る也此事秘説とする者多し射る事にてハと申伝ふるともあり是を考るに定法にハあらざれども秘事と云なり

一弓馬故実に云ともやおとやと云事内面外面と云にハかずまちのひたる弓にもげて羽裏のおへ来るをもやと知べし是を以て乙矢知べしと云ハ少まちがひたとハ羽裏の前へ向しるを内面と心得るハまちがひなりそれハ外面え羽表のおへ向るハ内面也外へ向るを外面也と知べし羽裏を以ていふハまちがひ也

一神通（ジンヅウ）のかぶら矢と云ハ上ざしのかぶら矢の事也寳弓兵鑑ニ云神通の鏑やがまめに用る也上矢の事也根ハぬく不帰（マヽ）本を赤漆にぬるべし是ハ旒紫の字佗八幡また天子のあそバしゝ矢なれバとて紫の糸にて巻る故それを略とて今も赤漆をさす是を神通巻（ジンヅウマキ）と云之云々　貞丈云神通の鏑矢と云物ハあるき物也射手方に入用なし古傳書に見る是ハ田村草紙といふ古き物語に神通の鏑矢とあるによりて後の人の妄作したる也かの田村草紙にハ神通の鏑矢のことにあれど神通の劔神通の物の具神通の車なども見えたり佛法の説に神通と

或説云ジンヅウノカブラハ神頭ノ事也神頭ヲジンヅトモヨム也目ナシカブラトテ目ヲクリアケザルカブラト云是又妄説也　追考神通ノカブラト云事ハ何ノ故ハナケレトモ其名ヲ奇妙ニ聞カセン為バカリノ事也中古以来ノ武家ノ風如此ナル事多シ神通ト云詞ハ仏法ニアル詞也神通ノカブラハタヾ大悲ノ弓智恵ノ矢ナト、云類ナルベシ其矢ヲホメテ云詞ニテ実ハナキ事也

扶桑見聞私記ト云偽書ニ神通ノ鏑矢也トテ六角ニカフラヤヲウナル物ニ目ヲアケテ目ノマハリ二角ニテ鳥居ヲ作テホリコミタル形ヲ繪図ニシテ是神通ノ鏑矢也ト云是亦妄說也

いふハ奇妙不思儀に万事に通達するをいふなれど此物をほめていはんがために神通の何といひたるべし然らハ一方の式あるにハあらざる也然るに後人其名に依て妄作して大切の事のやうにいひなし又天子のあそばしけると云るハある説に用明天皇豊前國宇佐八幡にて始て流鏑馬を射給ふといへり此事ハ日本紀其外正しき記録に見えざる事なれハ信用しがたし此も妄説なるべし

一 白真弓（シラマユミ）とハ檀（まゆみ）の木にてけづりたる白木の丸木弓なり古歌などにしら真弓とよみたるハ此事也又やぶさめに用ゆるしらまゆみハ白塗弓也しらぬりきを略してしら真弓と云也白塗ハ

夫木抄信実朝臣の哥にしらかる秋のくさしげみありさ弓もやとりうちの名をそ見えぬれ

黒ぬりの弓に白き籐を巻たる也当世重籐の弓の事なり寶弓兵鑑にハ流鏑馬ハ神通のかぶらにてしらま弓を持參すとあり射手方聞書にハ流鏑馬に弓ハ重籐をかぶら也と有古歌によめるしら真弓とハ別也

一 弓の鳥打（トリウチ）の事ハ上弭（ウラハズ）より本へ一尺或三寸程下を鳥打と云也是ハかせ鳥を（かせ鳥とハ雉子うづらを云也）射たる時死なずして鳥飛立を弓にて打とる故に鳥打と云也或説に人皇三十九代天智天皇御治世魔性の鳥來りて宮中をなやまし奉んとしける時此弓にて打ころし給ひし故鳥打と名付ると いへり此説偽也用ゆべからず（一説に大友皇子鳥を打ちて天武天皇をなやまし奉りしとも云へり此説も偽也日本紀に見えず）

神代ノ弓トテ二張弓
ト名付テ上下ノ弭ニ龍
ノ頭ヲ作タルアリ是
ヲ蛇形弓トモ云ヨシ世ニ
云フ人アリ信スルニタ
ラズ龍ト蛇トハ一ツ物
ト思タルモ愚ナル事也
蛇ハへびノ事也龍ハ
たつ也

一弓ハ両頭（リヤウトウ）の蛇（ジヤ）をかたどりて作りたる物也と云説あり此説非也
周禮にある両頭の蛇をかたどりたるにあらず本草綱目ニ両
頭蛇の注ニ越王ノ弩（ド）弦（ゲン）（イシユミノツル）ノ所化也是を越王蛇とも枳首蛇（キシユジヤ）と
も云とあり又唐土ニて楽廣（ガククワウ）と云人客を招（マネキ）て酒を呑せし
壁ニ掛（カベ）置たる角弓（ツノユミ）の形盃の中ニうつりて蛇の形のごとく見

一えけれバ客此盃の酒を呑て病を煩（ワヅラ）ひけると云ふ事書言
故事と云書ニあり（唐の弓ハ角ニて作りてたけ短し重籐のごとく巻て蛇ニ似たり）右の越王の
弩弦ある故蛇ニ変化したる盃中の蛇の影などの事を
思ひて弓ハ両頭の蛇をかたどるなどと云説を作り出しけるなるべし

一的の二輪あるとハ蚩尤（シユウ）が眼（マナコ）ニかたどるかの眼ハ五尺許ありし
故今其大サニ大的を作り射事ハ蚩尤を退治する心也と云
説あり（蚩尤とハ唐の昔の悪人也黄帝と云人亡ぼし給ふ）此説用ゆべからず二輪あることハ人の眼の
黒目の中のひとみに象る也的の黒ミもそれに似たれバ二輪あること
云べきか目ハその者の意を書るか自然ニ眼ニ似たる也蚩尤が眼を
目ざしくまで擬るにハ何の故（又いかなる唐人にもせよ五尺二寸ほどの大なる眼ハあるべからずあまりなる事也）

三好亭へ御成之記
ニ云内外ノ事前竹
トモヤ之欤古注ノ説
ニハ前竹トモ有之

一弓の外竹内竹前竹と云事射る時的の方へ向ふをば外竹
と云前竹と云ハ我身の方へ向ふを云内竹の事也

一しきりもぎの矢と云ハしきり羽と云事を誤る也しきり羽とハ
白羽と黒羽をはぎ合せて中黒又中白又ハつま黒又ハつま白
などのごとくはぎたる白黒のしきりを立故しきる羽と云

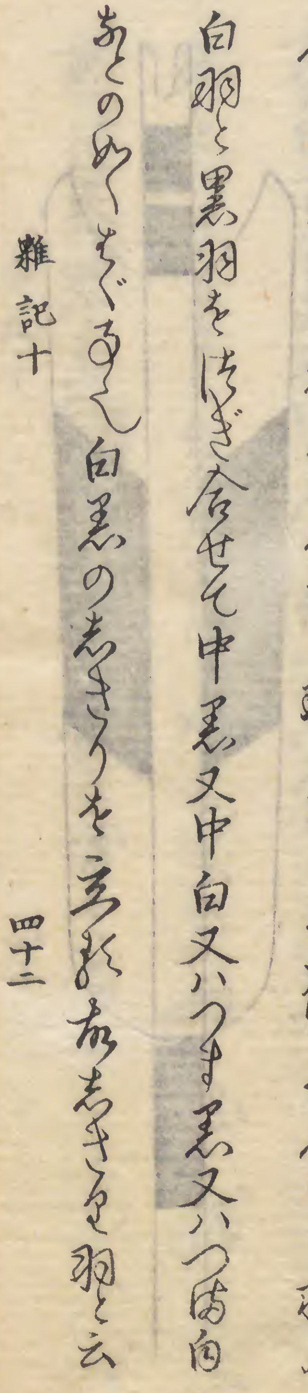

甘露寺定成卿ノ秀ノ卿草紙ニシキリ羽トハ白羽黒羽ニテハキマゼテ侍ルトゾ申傳ヘタリ云々

夫木集　五月五日
しきりはのやさし
き羽ハあやめ草け
ふひきそふるはゆみ
あり〳〵

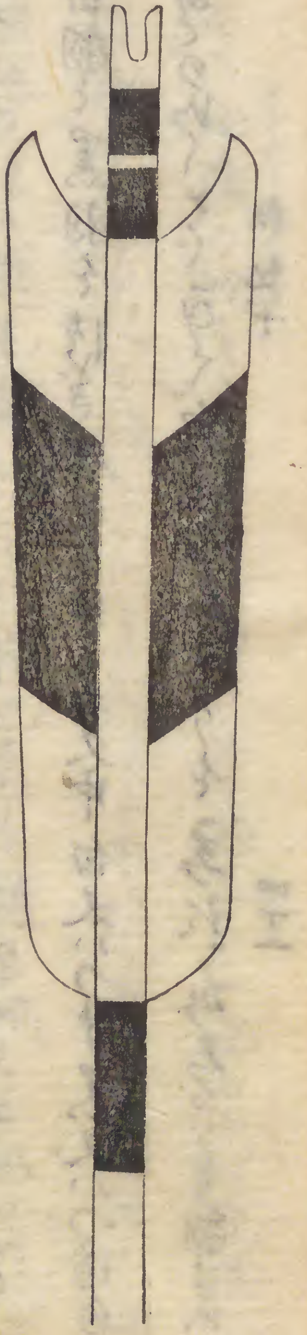

如此白羽と黒羽と二色をつき合て白黒のしきりを立てしきたる也舊の羽の文のことくにもしきるへく

一　しきり羽の矢ハ古公家ニ用ラれし也保安元暦の記ニ執柄供奉行幸ノ時府生番長平籙左ハ鷲ノ羽右ハ肅愼（シクチン）ノ羽コレヲ新調ス鳥鷺ノ羽ヲ以テ三府ニ切續キタリ云々此又軍器考ニ見えたり此ニて府ニ切りつぎたるハしきり羽也偃矧（シキリハギ）又四切矧（シキリハギ）あつく書けとも悪しト限矧（ミキリハギ）又支切矧（シキリハギ）なとも書へし

一　しきり羽のはぎ様知る人少し

一本ニめくらしぶらとあるハ非也ヒサヽギノ葉ヲ火ニテアブレハフクレル故フクラミバト云

一　めくらしぶと云木ありて一手志んどう作る事高忠聞書ニみえたりめくらしぶハヒサヽギ（柃木）と云木也又ヒサカキとも云也（サカキニ似タリと云）大和本草ニ云柃（ヒサカキ）順和名ニ比佐加木西土ノ民俗小柴ト云葉ハサヽレ花ニ似て黒キ実なる玉篇ニ曰柃ハ似テ荊ニ可レ作ス染ルヲ衣ヲ者也今俗ヒサヽキと云其灰汁（アク）ヲ用テ布ヲ染ム黄色ナリ本草諸書ニヲイテ未見之ヲ云々（本草家）田村元雄ガ云ヒサヽキハ遠州ニアリ大和國宇太郡ノ方言（コトバ）ニ腹羅椒（フンケラシバ）ト云ヒサヽキノ事也ト云々葉ヲトリカミニツクレバ黄黒色ニナルト云又ある人の言一名めくら柿木とも云

一　矢をつまよると云羽ハ保をやる也と云る目ニ似て源平盛衰記巻四十三（源平の侍きぬ矢の条）ニ宗長三浦の篇をさゝえもくとつま

やまてと有り又同条に与一ハ宗長か矢をぬいてさしつま
居りて訓せ左の手の爪の上に載せ右の手をもてひねりまはし
先へつきやる故爪遣と云之盛衰記に爪遣の二字を用ひ
たり万葉集の歌に梓弓（アツサユミ）爪夜（ツマヨル）音遠音（オトノトホヲト）と有り爪よりとも
云べし やまよりとも云事相通あり

一矢ぬすしの事 平家物語に留巻（ウツマキ）より一束ぬきつかみ
和田小太郎平義盛とこそ名のりて書付たりと云て盛衰記に
羽本一寸計置て三浦小太郎義盛と焼絵（ヤキヱ）したりと有又
同書に黒塗の矢の十四束あるを口にくはへたりしを取て矢のけ
て新居紀（ニヰノキ）四郎宗長と書付たりて又東鑑に箭口巻（ノクツマキ）之上注（ニシルス）二

一瀧口三郎藤原経俊と云ふ又太平記に相模国住人本間
孫四郎重氏と小刀のさきにて書つけたりと云ふ弓馬故実に
云矢印の事三方に書之是ハ平人もぬすまるべしとあり
の筈の迹に書ハ賞翫なりそれより賞翫ハさげがしの名字を
書しなりとその筈をさげがしの名字に出す時ハ送り羽の通りに
一方に書べし 然別名字計かく相あり 当世ハ国所もの名字官
それの内の誰と我名を書し中にも本式にハあざなを書と云々先議
犬追物記に云犬射ぶには名字をすへし矢を同じく附べくして
羽中あくとりの所にしげがしつまるも羽中の外ハ目に立たず斟（シン）
酌（シヤク）あるべし何にても我心にあひたらん物をかくべきなりされども犬弓

縁ある物を能くある人三日月ハ戌の時いりとて仕りぬいよの紋也
云く貞丈按ずるに矢に書所ハ羽中おとり九節ばけ共に書く
又ハ焼絵（焼下の事）するも書き漆にても書く墨にてもかく小刀の先にて
書くも又云所羽本一寸斗のけても書く皆筈より上へ向て書く也
又国所主の官名字それの内誰と書くハむかしと云ハ的矢
等に常に射る矢の事也是ハ名字計書べし軍陣の征矢にハ国
所主の名字以下書く事昔しからの習にて敵に知らせんが為也
犬追物の射の矢志るしに紋を書く事ハ人馬に我名をかゝせまじ
我為くとぞ紋とハ家の定紋を云にはあらず何にても己覚を續くへし

一後三年の絵に見えたる弓ハ丸木弓乾竹を合せたる弓籐なれ
かくし籐のごとし

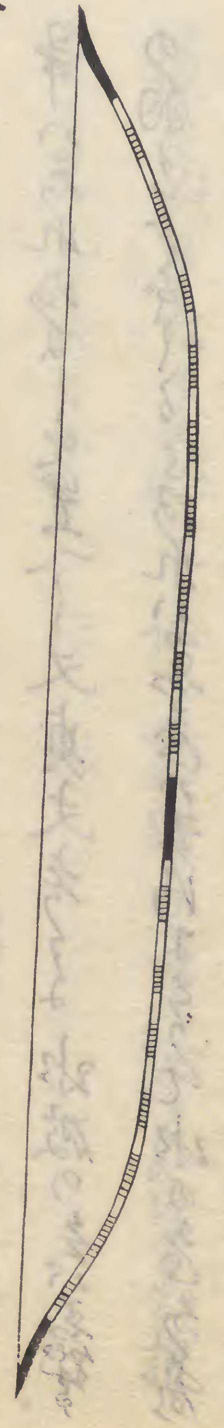
籐の志げきもありまばらなるもあり
此図ハ志げきさまなり

一後三年の絵に見えたる弓袋籐のごとし

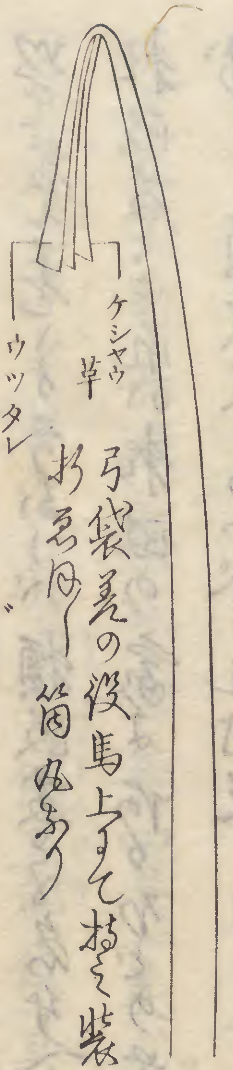
ケシヤウ
草
ウツタレ
弓袋差の役馬上にて持く装束
折烏帽子　箇ぬあり

此下外の絵は
かくのごとく見えたり

一源三位頼政がぬえと云妖物（バケモノ）を射られし弓をバ雷上動（ライジヤウドウ）と
名づけ二つのかぶら矢をバ水破（スイハ）兵破（ヒヤウハ）と名づけたり水破と云
矢ハ黒鷲の羽をもてはぎ兵破と云矢をバ山鳥の羽にて
はぎたりと源平盛衰記に見えたり雷上動の弓ハいか拵

の時ともみえず知れがたし此弓矢の名いかなる故とも知がたし
頼政に逢ふて未詳なり何にされハ正説ハ知れぬ事也
推量を以ていはゞ荻生（ヲギウ）惣右衛門物部茂卿（モクベシゲサト）といふ儒者の考に
雷上動ハ頼政籐（ライジヤウドウ）成べしといへりけれど頼政の好む所を
以て籐を巻たる弓なれバ頼政籐と名付べき説されども
頼政籐とされハ頼政の家に有るほどの籐巻たる弓ハ
残らず頼政籐といふべき説此説も用るにたらず知れぬ
事ハ知れぬにして置べし又貞丈考るに水破の矢ハ黒鷲
の羽にてはぎたるといはれハ黒色ハ五行にとりて水の色なる故
水羽といふべき説又兵破ハ山鳥の羽にてはぎたりといへハ

山鳥の尾ハ黒き文ありて豹（ヒヤウ）の皮の黄なる毛に黒き
まじはる星あるに似たり依て豹羽といふべき説皆是推
量の説也定めがたし

一まき矢といふ矢あり是まき弓に取具（トリク）する矢なるべし
延喜式の内兵庫寮式に云箭四具一具ハ角大伊多都伎（ツノオホイタツキ）
一具ハ角細伊多都伎（ツノホソイタツギ）一具ハ木大伊多都伎（キノオホイタツキ）一具ハ麻麻伎（マヽキ）各五
十隻ヲ為ニ一具一具別（トクゴトニ）功五十人とあり又鐵十二両二分熟銅二分
（已上麻麻伎（マヽキ）鏃（ヤジリ）ノ料用ニ寮家ノ物ヲ）と同書に見えたり麻麻伎（マヽキ）箭（ヤ）を伊多都伎（イタツキ）と一所
に載せたるを以て考れハまき矢ハ征矢（ソヤ）の類にハあらずして
して鉄又ハ銅にて矢尻（ヤジリ）を作りたる的矢なるべしまき弓

まて射る来へし

一まゝき弓といふ弓あり源順が倭名抄に　細射(サイシヤ)の二字を出して唐令(タウリヤウ)の内に鹵簿(ロボ)令の細射弓箭(サイシヤキウセン)といふ文を引て今按此間ニ萬萬岐由(マヽキユミ)巻と名づくと注しゝ又江家次第にハ真巻弓矢(マヽキユミヤ)と記しゝ又宇治拾遺物語に門部府生(カトベフセウ)と云舎(トネ)人わかくて身貧かりしが常にまゝきを好て能く射られて其事朝廷に聞えて賭射(ノリユミ)の射手に召されてよく仕りし事見へたり又古事談に中院入道に六の能あり弓才一和歌才二双六才三末ゝ木(マヽキ)才四舞曲才五笙才六職者也と自称(シシヤウ)(ワレボメ)せらるゝをしるしたり又園大暦(エンダイリヤク)（書名也）に　或人真巻弓といふハいつの事扨て或ハ小弓ともいひ或ハ大弓ともいひ侍るを中園入道相國に尋まいらせしに答が云ハ真弓(マユミ)に藤及樺(カバ)を巻たれバかくいへる也近代にハ紙を以て麁樺にかゆると巻へ張ひし事ニへさう（是を以て思ふに延文文安の比既にさかりありぬるに斯し之）近世野宮宰相定基卿ハ新井筑後守君美にまゝき弓の事を尋ね来りせられハ真巻或ハ真樺とも書也弣(フ)の字ハ字書には把中(ハチウ)と注し也和訓にゆづかといふ也平家物語巻九ニ曰しげどうの弓のとりうちの本をひろさ一寸ばかりに切て左まはりにまきたりければこれぞけふの大将軍のしるしとみえしこれ則真樺のつゝみ也白檀紙或ハ紅梅色紙青唐紙用之也と野宮殿答へ給ひし是又園大暦

の説は同し紙袋樺なとを巻たるとあるは皆誤也門部府生

又中院入道のはじきを能射いると云は袋樺絲なとを巻たる

弓の名にはあらず別にはじき弓といふ弓ありしにこれを能射

たりし貞丈云はじき弓の事は夫木抄に見えたる琳賢法師か

歌にて考べし夫木抄に云天仁元年顕季アキスヱノ卿家歌合琳賢

法師へいかにせんはじきの弓のこゝろもれはひきもならさ

てあはぬこゝろを（一本にはよしきの弓とありはしきのはの字を写し誤るにやよしきの弓と云弓は曽て無き事也）

貞丈按するに此歌上にはじきの弓といひ下にひきもならさ

てあはぬ心と云へるに心を付て考るに木と弦と合せられ

弓をはじきといふなるべし第二の句は梓アヅサの弓といひてもよかる

べきをさはいはずしてはじきの弓といひたるは下の句にひきもならさ

てといはんへきが為也はじきの弓はひきもならさる物なる故上手

はじきの弓をわざといひ出したる也ともすればとはやゝもすれば

といふ事也又古は鞆トモと云物を左の腕ウデに付て射たり弦を

鞆をもはじきたるを鞆の音といへり ひきもならさてと云は

弓をひき矢をもはなつ事にはあらで此歌の意は弓の木と

弦を合せてあるを引もはなつ事を云也されはひきもならさてと云

詞を受てあはぬ心をといへる也合せてある物を引はなしてと

合の為也又ともすれはといふ詞も心を付て考べし本より引

はなつにはあながちにもするよりやゝもすれば引はなつ事なきを

云し是ハ合せめを不悪に引なるなり又継の字をまゝとよむ故継母をまゝはゝ継子をまゝこといへるも真間の継橋を[illegible]とよむ例なり木と竹を継ぎ合せたる弓なれハ継木弓（マヽキユミ）と書てまき弓と云なるへし又倭名抄に細射の字を萬萬岐由美とよむ是ハ細射の字ハ麁に對せるの細にて丸木弓のことならん拵の麁畧なるに對して木と竹と合せたる弓のことならん拵ハ細密なるをいひて萬々岐由美に細射の二字を當てたるなるへし延喜式をみるに麻麻伎弓ハ萬々岐由美に取り異なる名目なるへし延喜式に麻々伎弓を伊多部伎の一類にのせ又門部の府生ら清きを好て能射る者賭射の射手にあてられしと云を以て考るに清き弓清き矢ハ専ら的なと射るに用る弓矢なるへし延喜式に弓を作る事を記されたる条に一張弓作るへき料に入用の物糸組（イトクミ）枲（カラムシ）漆（ウルシ）角（ツノ）革（カハ）木の事ハ見えたれとも鰾（ニベ）の事なとハ見えざれハ延喜の頃にハ清き弓ハあらさりし説とおもへハ清き矢の事ハ見えたりすへき矢なりしが清き弓も又有しなるへし

一白鳥の羽まてもさくる矢といふハしろくてう（白鳥）くゞひなとの羽の事又ハ何にても白き真鳥（マドリ）の羽といふ事を略して書たるとりの羽といへる也真鳥と云ハ白鷲の事にて真鳥とハわしの事なれハわしの羽を真鳥羽（マドリバ）とも真羽（マバ）とも云へし

槻弓
夫木抄 定家卿
みふこれハなりきり
わとまありぬへなり
うへし黒き弓
つきのきさ枕

又家集宗歌季広
せきかりの弓すき
なそふつきの木の弓
きやな気するもれを
とらつね

梓弓

一 滲羽（ツメハ）の矢古書にみえたり羽ハそくハすまつぬ物也本さきを
そろへまつきハあまたり黄ハ志もり黒ハ硯墨にてもえぎハあゐ
と志ゆうを交合むらさきハ紅の汁と藍にてこれらの汁のくを
醋（ス）にすりてときて薬（ニ）に付（ツケ）て滲てほしかはきたらバ又滲へしこくても
うすくも好に随ふへし醋を用ひざれハ羽にしみこまぬなり
何色にも滲ずして醋にて黒の〳〵へし白羽と滲也

一 梔弓（ハジユミ）桃弓（モヽノ）梓弓（アヅサ）檀弓（マユミ）槻弓（ツキ）柘弓（ツミノ）等ハ皆丸木（シロキ）弓也（是等の名日本
記三代實録延喜式万葉集其外古書に見えたり）これらハ弓に作りたる木の名を指して
何弓とよびたる也延喜式に弓を作りたるを記されたるにも其用
の料に組（カラムシ）漆角革木のみハみえされとも竹の事膘（ニベ）の事なとハ

夫木抄 信実朝臣
あつさ弓もとすゑそ
知らすかせ作の
ちあれたくハも
ちきり申まし
此比ちやや
ゆきふそたり

東鑑巻廿鎮西以
下諸国進納之荒
木弓
夫木抄正三位知
家くゝノ歌
つるなれぬあらき
の弓のそりくそ
さていさつらす
引く人もなし

見えたり竹を合て作り始めたるハ何の時代誰か志始めたると云
事知れず或説に綏靖天皇の御時始まるといひ或ハ六孫王経基
外竹を付始め其後の人内竹を付けひごを入たるといへど是ハ木
の説ハ正しき古書にも見えず一向證據もなき僞なり用ひかたし
室町殿の時代なとハ竹を合たる弓也其比の記録にも見えたり
後成恩寺兼良公の尺素往来に四方竹の弓見えたり上古ハ
木弓なりし故今に至りても新（アラキ）木白木塗木なとゝ云詞ハ、
ありて其後新竹白竹塗竹なとゝ云詞ハなきなり

一 ま[illegible]弓の事脱候ゝ爰に記

一 丸木弓の事義経記（忠信さいごの事にあり）に云去年（文治元年也）十二月十二日に都を

丸木弓といふことを上古ハたゞ弓と計云しかるに竹をふせたる弓出来たるによりて伏れぬ弓に上古の弓をハ丸木弓と云来れるなり

出て四国の方へ下りおはしし時都の名残を捨まて一宇守ハ多羽の漆に一夜宿し給ひける時にひたち房を召て義経が侍る七条堀川にハいつも其老の侍んほふんと仰られハ常陸房申けるハ誰か侍ひけんをのづから天まのなみらと申けんを申されハ義経が侍る所に天まのなみさとなるらんとてうつしへし其為も重き甲冑を着ばれハせきとありてあくまでとよせぬる身のあるをとて小桜おどしの鎧四方白の甲山鳥の羽の矢十六さして丸木弓一張をそへておくられしとぞ云々 貞丈云此世上一統に丸木弓を用ひしハたゞ弓とまうしいふべきに丸木弓とことわりしるされけれバ上古の弓にや

木と竹を合せたる弓ありし故それにまぎれぬ為に丸木弓とその名をさして記し置たるなるべし

一 ある人の所持しける丸木弓を見しけるにありしハ梓棒の如く丸し但外の方ハ少ばかり平らかにありにぎりの所まはりさし弐寸九分廻り也丸さにて上下の末の方へ行ほどほそし細き所の極り弐寸ばかりなりし（但本末の方ハ二寸五分廻りし）長サ六尺六寸四分又惣体黒漆也にぎりの所を四角にぬり残して木地に（ぬり残す所を握る也）又此小刀の先にて細くほりして年号月日あり（康正元年乙亥七月）此木ハ何の木とも知り難し樫（カシ）の木の如く見えたり

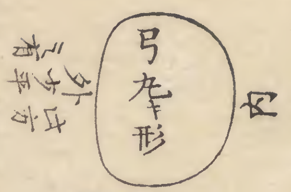

康正ハ後花園院ノ年号将軍義政公時代也

ハズカフラノ所五リン斗モ開キタリ

一 ふきよせ籐（ドウ）の弓の事曽我物語に云（巻ノ八祐経ヲ射ントセシ条ニ）康（シヽ）こそ云

かしら出きたりけれバいつもとみなかの袷縫ヒをおり
きぬひておとしたれば其日の装束ならやうにかせん見めされひ
たれは大まがりのむらさきまきりふの矢なりひきよせどう
此矢のせん中よりまへしげ矢ハ矢をしげく巻く故の名之
ひきよせ矢ハ矢を二所にて押寄せ巻たるなり

一もちぶさ此羽ハもち鷹の羽之もちハ蜂之まへハ食しまち
鷹と云ハ鷹しろハ蜂を好て食ふゆへ云之義經記巻の五に忠信
（吉野山合戦ノ条に）云忠信ハ其日ハ志けめゆひの直垂にひおどし鎧白ぼしの
甲の緒をしめたんかいこうより傳りたるつゞら井といふ太刀三尺
五寸ありけるをはき判官より賜りたるこての手作りの太刀をさしき
をひたりし大中黒の廿四さしたる上差にハあをぼろかぶら此めより
六寸斗なる大（ダイ）のかりまたすげて佐藤家に傳へしさすなり
此ハもちぶさの羽を以てはいだる矢ハ所あるきしいづれの矢より
も一寸まさりを出してさしたりけるがかしら高に負なしたるけしきの
弓のわきに挟ハいよゞ（ゴハ）なるを持云ゝ

一さゝ羽とハたか此羽の名之射礼覧略記に見ゆたか此名なと云
ハ鴇（トキ）の名也ときの本字ハ紅鶴也

一弓のにぎり革をバ古ハゆだちとそいひける万葉集巻の七ノ
歌にみなふちの細河山にたつまゆみゆつかまくまで人に志ら
えじ（夫木集巻之二十まゆみ弓なり）ゆづかハ弓柄也

一犬射蟇目笠懸蟇目之圖

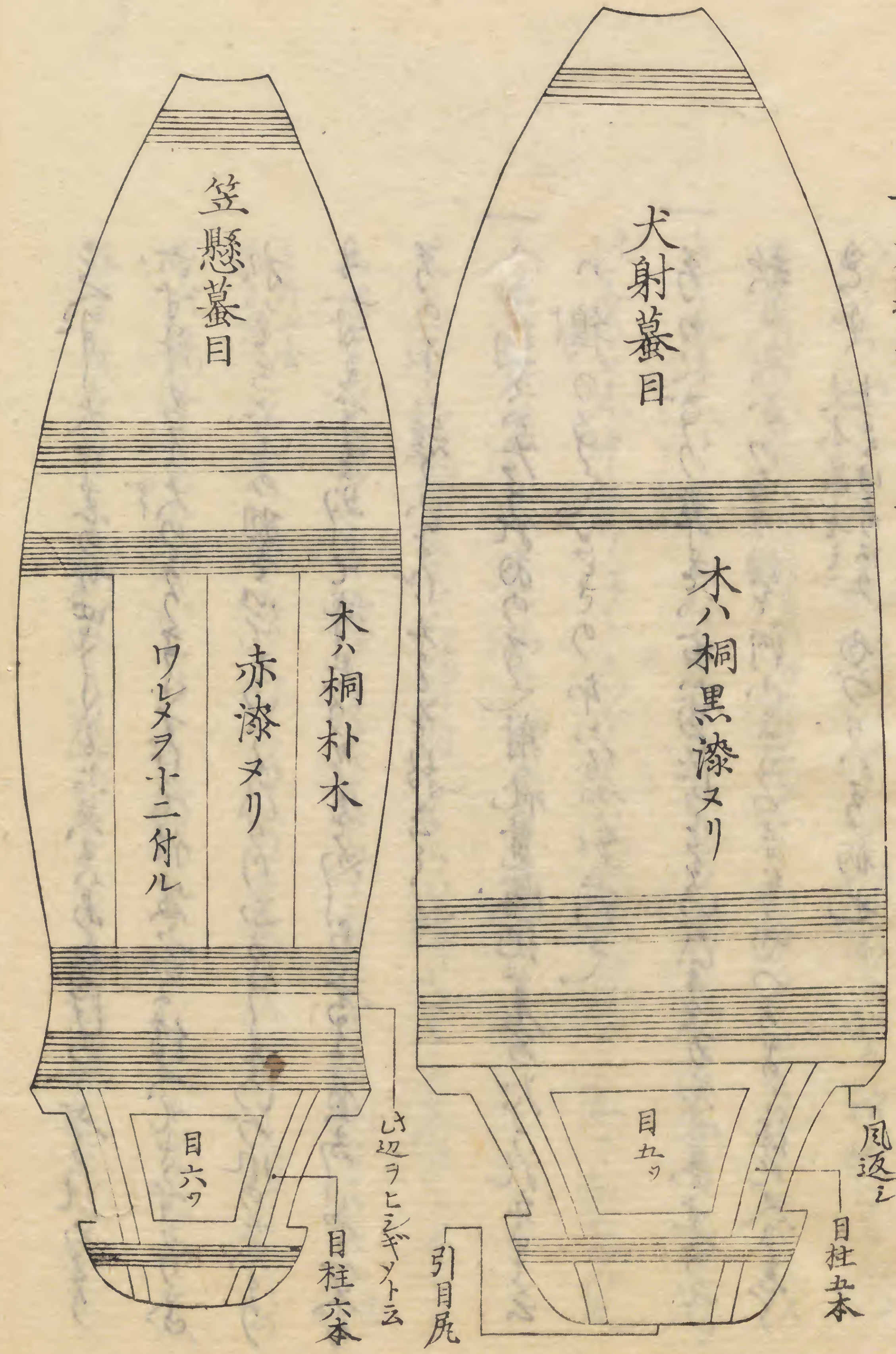
犬射蟇目
木ハ桐黒漆ヌリ
目五ツ
風返之
目柱五本
引目尻
笠懸蟇目
木ハ桐朴木
赤漆ヌリ
ワレメヲ十二付ル
目六ツ
此辺ヲヒミギヤメト云
目柱六本

光大臣犬射蟇目笠懸引目之圖迄て縮圖にてわろかりきゆへ調度摸圖を以右之弓の圖を補全書のごときの大サ普通之弓の強弱によりて大小あるべし

一引目にて人を射たるは東鑑巻之四に後藤新兵衛尉基清が僕従と伊勢三郎能盛が下部と闘乱の時能盛馳出て件の根引目にて張本の匹夫を射たる由見えたり又同書巻之十に頼朝上洛の為野路（ノジ）の宿に逗留の時旅宿の門前笠札の者下馬せざりしを和田太郎義盛引目を以て追て射られし則落馬したる由見えたり疵を付ずして生捕にせられしは引目にて射倒せし

一弓の形古今を見るに左の如し

古の形 京都将軍の時代（是ハ此時ある形也）

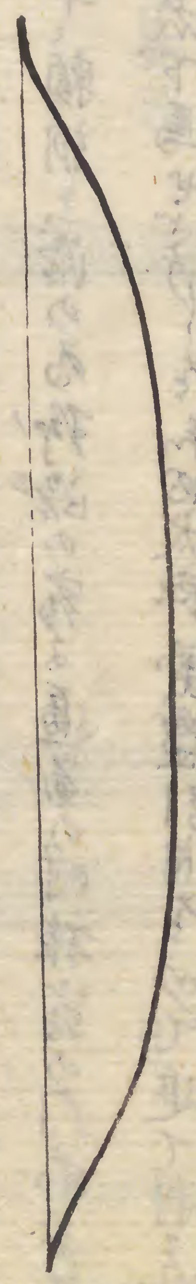

今の形 近世此時ある形（ニなりたり）

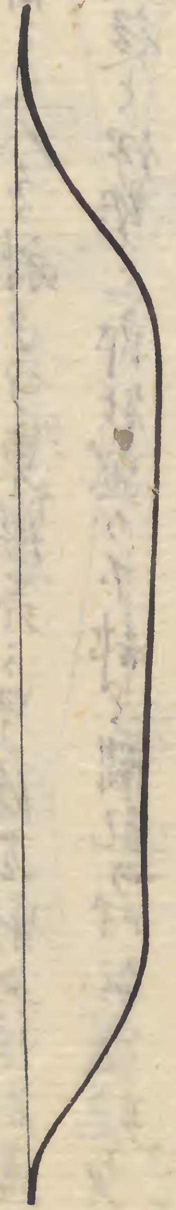

貞丈按 今の弓ハ此形ニこねりを付たるなり（やさし古の形のごとくあれハ[illegible]ましきなし）

一犬追物の弓のにぎり事ハ武田流射法秘伝書ニ出立の弓の

薛（スゲ）菅（スガ）右二種
同物ニ非ス

握ハ中をあけずひしと当てゝたる云々（生て勝射の弓の[illegible]へし）

一弓のにぎりを古ハ薛（スゲ）ニて巻たるなり薛ニて巻たる草ニて巻たるよりも手の内心よきのよしあり現存六帖ニあげし正三位知家の歌ニ、もののふのゆばらにまきし三嶋すげまじかうとけぬつれなき（ゆはらハ弓柄とて弓のにぎりなり 三嶋ハ薛の名所なり）

一夷（東）ひせ弓と云弓あり東鑑巻廿六ニ（貞應三年二月廿九日ノ条ニ）云去年冬比高麗（カウライ）人乗船流寄（ル）于越後國寺泊浦、仍今日式部大夫朝時執（リ）進（ス）其弓箭以下具足於若君御方ニ則覧（玉フ）之奥州以下群参（ス）弓二張（假令ハ如常但頗短 似夷弓以皮為弦）とあり又参考太平記（直冬上洛ノ条）云足利直冬ハ大内ノ舊跡大極殿の額門の跡ニ設皮

出て申しなは蹈弓征矢をも記源に指せるとも我方ハ思ふ革
腹巻に夷弓指て草鞋に差単皮を著せたるあり右夷弓
詳ならず按ずるに惣て日本の外の国々を夷といふ也唐の
弓をも夷弓と云なるへし古日本へは唐の弓渡り来りしをも然も
弓と云ふへくハいふへく成へし唐の弓ハ短き物なれハ本朝にも　頭
似夷弓と書し来べし（高麗ハ唐土ハ別ノ国ナリ今ノ朝鮮ノ内也）

一　竹箙も古き物也曽我物語にも見えたる竹箙とあり

一　もろ弓の事祝儀の射に用ゆべしおく也

一　糸裹の弓と云ハ是も軍弓也弓の竹の上皮をこそげて此に
き針などのやうさきの麻のやうなるにてうらもすべらう本などとも

先き端あし巻つめたる糸の下などは麦漆を付てまく也（麦漆ハちしめう）
（あらひこむぎの粉を能ねり交る也）惣体を右のごとく巻て糸の上をせしめうるし
すてさらとぬり能のごしてかわける時麻のきれなどにてぬぐひて
つやをぬきて其上をよしのうるしにて黒くぬり能のごして
滋籐を巻くゝ也籐ハ末弭本弭にせんだん巻又ハ日輪月輪巻
月輪巻なるべし（せんだん巻ハ十文字に籐を巻かさぬるを云ひだり籐ハせんだん巻の上の方に横に一文字に巻かさぬるを云日輪巻ハせんだん巻の下に横に一文字に巻てうるますの事也本まず之方にて八月輪巻と云名の替る斗也月輪巻の次せんだん巻を次かゝら）
（籐之籐の長さ末弭ハ七寸本弭ハ輪て巻之）籐まりれ籐引目いてきの籐を巻て也（烏帽子りハ）
（まきりの上の籐之引目さくきハまきりの下の籐之）此外のけしやうの籐ハ幾所も心まゝ成べし
五所も七所も巻べし（けしやう籐とハひだり籐せんだん巻日輪月輪巻之外まゝりの籐引目いてきの籐の外）

の茨を云しけるとかや
にさし心あり　何れも茨の下には葉いつゝを付て是を茨に向

一　手突矢(テッキヤ)と云物あり熱術家のぬくこしらへて弓にかけず手
にて投(ナ)げつきに突(ツ)く物也堂には今の世の手離剱(シュリケン)
と云物のぬしく手にて投げつきにせるなり射るとはいはずして
突くと云へ太平記巻十五（正月廿七日合戦ノ条ニ）云義貞妙観院の因幡
の竪者(リッシャ)全村(ゼンソン)とて三塔名誉の悪僧あり礫(クサリ)の上に太荒目
の鎧を重ねて備前長刀の志のぎさがりに菖蒲形なるを臑
に挟ミ箆の太サハ(ヨ)鏑常の人の蟇目ぐらゐにせる程なる三年
竹を中把付(ヨサフチウチ)に押削て長船打の五分鑿(ノミ)程なるを筈本(ハズモト)まで
中心(ナカゴ)を打通しにして振ぎすげ背巻(クツマキ)の上を琴の糸を以て
振ぎ巻に巻て廿六さしたるを簑のごとくに負(オ)ひなしもぎさる弓をバ
持ず是ハ手衝(テヅキ)にせんが為也けり切岸の面に二王立(ニワウダチ)に立て名
乗けるハ先年三井寺の合戦の張本にて流れて越後国へ落さ
まよし妙観院の因幡全村とハ我事也城中の人々此
矢一ツ進らせんずるを請取れて御覧ぜよと云まゝに上差一筋抜
出して櫓の小間を手突にして突いりたる此矢狭間(サマ)の陰
に立よりたる楯武者のせんだんの板より後の総角付(アゲマキツケ)の金物まで
裏表二重を通て矢先三寸斗出たりける程に其櫓より落
て二言もいはず死にけり（中略）是よりしてぞ全村を手突の
因幡とハ名付けると云々

一蟇目（ヒキメ）にて獣を射る事もあり　東鑑巻三十四（仁治二年九月廿二日ノ条ニ云）左親衛（北条左近将監）自藍澤被レ帰数日踊ニ山野ニ熊（クマ）猪（イノシシ）鹿（カノシシ）多獲（エタリ）レ之其中ニ熊一ツハ者親衛以ニ引目ヲ一射ニ取ル之ヲ一為ニ先代未聞珍事一之由諸人一同感申スと云々　猛き熊を引目にて射殺せる事　是ハ弓力の甚強きゆへ引目にて中り骨砕けて死しけるなるべし　前にも記しける馬上の人を射落したるも同じく弓力強き所為也

一百矢（モヽヤ）と云事　古き書にあり　是ハ色々の矢を百筋大なる箙にさして供の者に負（オハセ）けるを云成べし　太平記十七の巻（山門攻の条）白鳥の羽にてはぎたる矢の十五束三ツぶせ有けるを一百矢の中より只二筋ぬいて弓に取そへ云々　又同条に一百矢二腰取よせてとあり　二腰と云ハ箙二腰の事なるべし　取よせてと云ハ自身に負ハざるにはあらざる也

一八目鏑矢（ヤツメノカブラヤ）と云事　日本紀神代巻に見えたり　此八目鏑矢ハ鏑矢に目を八ツあけたる事ありと云説あり　誤なるべし　神道の書にハ数多きをハ皆八（ヤ）と云也　八百万（ヤヲヨロツノ）神　大八洲（オホヤシマ）　八重垣（ヤヘカキ）　八雲立（ヤクモタツ）　八千代（ヤチヨ）　八岐大蛇（ヤマタオロチ）　八十氏人（ヤソウジビト）　八尋鰐（ハヒロワニ）などの類皆数多き事を八（ヤ）と云ふ　かぞへて八ツにかぎるにあらず　八の数ハ始の一と終の十を除けば八ツ也　始もなく終もなく窮りなき心にて数限りなく多き事を神道の詞にハ八（ヤツ）と云也　八目鏑も目の数かぞへて八ツあるにはあらず　鏑に目を多くあけたる事をいはんとて八ツ目といひたる也

夫木抄巻二十に六
帖題光俊朝臣
のあろへけの藪
も及ハぬ山中に
ちらしひとらにも
こひめやも

的と射るとの間
をモノアイと云
物間ハもうづ一弓
を以遠近を定
むく是を截杖と
云本ハ截るもと
云ハ家作るとの
調くし射る方の
調にあふ也

一大切の弓などハふきろをまくに白芨（ビヤクギウ）の糊（ノリ）をつくるべし白芨（紫蘭ト云草ノ根也）の粉を水にてねりつくるべし出来がたき事也白芨ハ能ねばる物也薬店にて求むべし（此事武具ノ説ニモシルス）

一弓杖（ユンヅエ）にて的場馬場木の間をはかる事弓の家に云事也弓にて物間（モノアイ）をはかるにハうらはずを我左へなして外竹を下へなしはかるべし何方にても定たる方よりはかるべし本はずの方より土を付て後うらはずの方を土に付てはかるべし又法量抄に云弓にて馬場をはかるハのだし弓にてはかるべし定る法之又笠懸射手の釈故実に云弓にてはかる時ハもたしそてはかるの事之但人によりて張弓出来時ハもたしる弓をもたしてはかるべし一張時ハたゞしもりし弓にてはかる時ハ弓ハ男義之又云もりしう弓にてはかる時ハ右の手にひつさけて弦を下へなして左の手を弓に添て側成にはかるべしはかる時ハ外竹上へなるべしもうし弓にてはかる時ハ外竹ハ下へ成べし又笠懸之記に云弓杖しての弓にてはかる時ハ弦ハ下へなすべし又小笠原長秀記云弓杖をはかる時ハ弓場も馬場も同じはかるべし十度はかりてハ腰をかゞめてはかるべし

一公方様（室町殿）の弓袋の事諸家高国抄に（北畠家記云）公方様軍陣の御弓袋ハ重織物（カサネオリモノ）にてきたえの丸を二所に付る之丸ハ白地ハ赤しきたえハ白茶をハむらさきにもえ黄之けならべ立まじへが紫枝を真ぬべし公方様にハ同弓袋にて持せらるゝ也あきぐ之大の

時軍陣の時ハ晴之大の時ハあらく無紋也（重織物とハ二重織物の事なく織物の上に絶紋を出したるを云白糸をハむらさきもえぎことハ桐の葉を白糸にて縫ひ紫萌黄糸にて縫とるを云）

一 雁股（カリマタ）の事雁の股に似たる事なし却さハかへるのまたといふ

るゆへかへるを中略してかると云かるを略してかりとなりしなり（かりまたハ本書に直く）実ハ蛙股（カヘルマタ）と書へきなれとも詞にかゝりまたと云

ゆへに詞に付て雁の字を仮用ひたる也たとへハ蟇目（ヒキメ）

と書へきをひきめと云詞に付て引目蟇目挽目なと書る同

例之也て和語の略語を

文字に書くにハ此類

多し文字になつむ事なかれ

（カヘル中略シテカルノカル略シテカリトナルナリ）

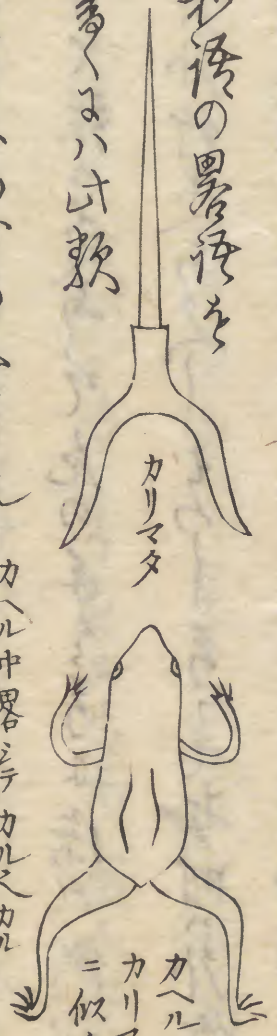
カリマタ
カヘルマタ
カリマタ是
ニ似タリ

（永正家中竹馬記云上ざしとハ征矢にかぶら矢をそふるをうハざしと云なり）

（躰ノ矢ト云フハ上サシ中サシナトヽハ別ノ事ナリ下ニ記ス）

一 上（ウハ）ざしの矢と云ハ箙にかりまたを上にさすを云也上とハいへとも

箙の正面の上にさせて征矢をぬく妨にならぬ様にさし所あり尤の

畧にさし所見えたり畧下に記也

一 中（ナカ）ざしと云ハとがり矢をかりまたの次にさすなり上矢のかぶら

の次にさす故に中さしとハいふ也とがり矢ハ羽四立にて鷹の

羽也小羽ハ山鳥の尾也こしらへ様一手のうち内むき外むきある

事細也忠岑書にあり義経記（忠信吉野山合戦ノ条）に云大中黒の卅四

さしたる上矢にハ鏑かぶらめより下六寸計なるに

大のかりまたすげて佐藤の家に伝へてさす事（なれハさらばえ）

の羽を以てはいだるひとつあふぎしをいつれの矢よりも一寸

もずを出してさしたる矢をかしらとするにおひなし云々今の世の人中ざしハそぞり矢さきとのふるを知らずしてうち根をさす事なれどもいひ体の矢の事も云ひ文に中さしとハ上さしに對せる名にて征矢の事にあらず云々何れもあやまりなり用へき此次の義経記の文を能考へ見るへしはちくまとハはちくまとて蜂を食むくまたかの事也矢の羽に鷹の羽と云ハくまたかの羽の事也高忠此書にも矢ハ鷹羽に小羽ハ山鳥の引尾を付るなりと見えたり義経記の中さしはちくまの羽にてはいだると云に合ひたりとある矢ハ一手の羽の色ひとへなれども佐藤の家にてハ中ざしさするなりと云々伝ふへし（中さしと云へハとて熟の矢の篦中にさすに非ス）

一　箙に征矢（ツヤ）并上さし中さしのさしやう絵図左のごとしこれを多賀豊後守高忠の伝へ高忠の記されし狩詞記に見えたり多賀守高忠ハ小笠原民部少輔持清（後に備おる）の門才まて弓馬の達人也慈照院義政公の代寛正の比の人故に正伝なり一書箙の矢のさしやうの伝左の図のごとし

箙に矢のさしやう此圖

前向トハ羽ノ内向ノ矢ヲ云前向ト
アル所ニハ内向ノ矢ヲサス也外向ト
アル所ニハ外向ノ矢ヲサス也是ハ
廻リハカリノ事也中ハ内向外向ヲ
定メズ

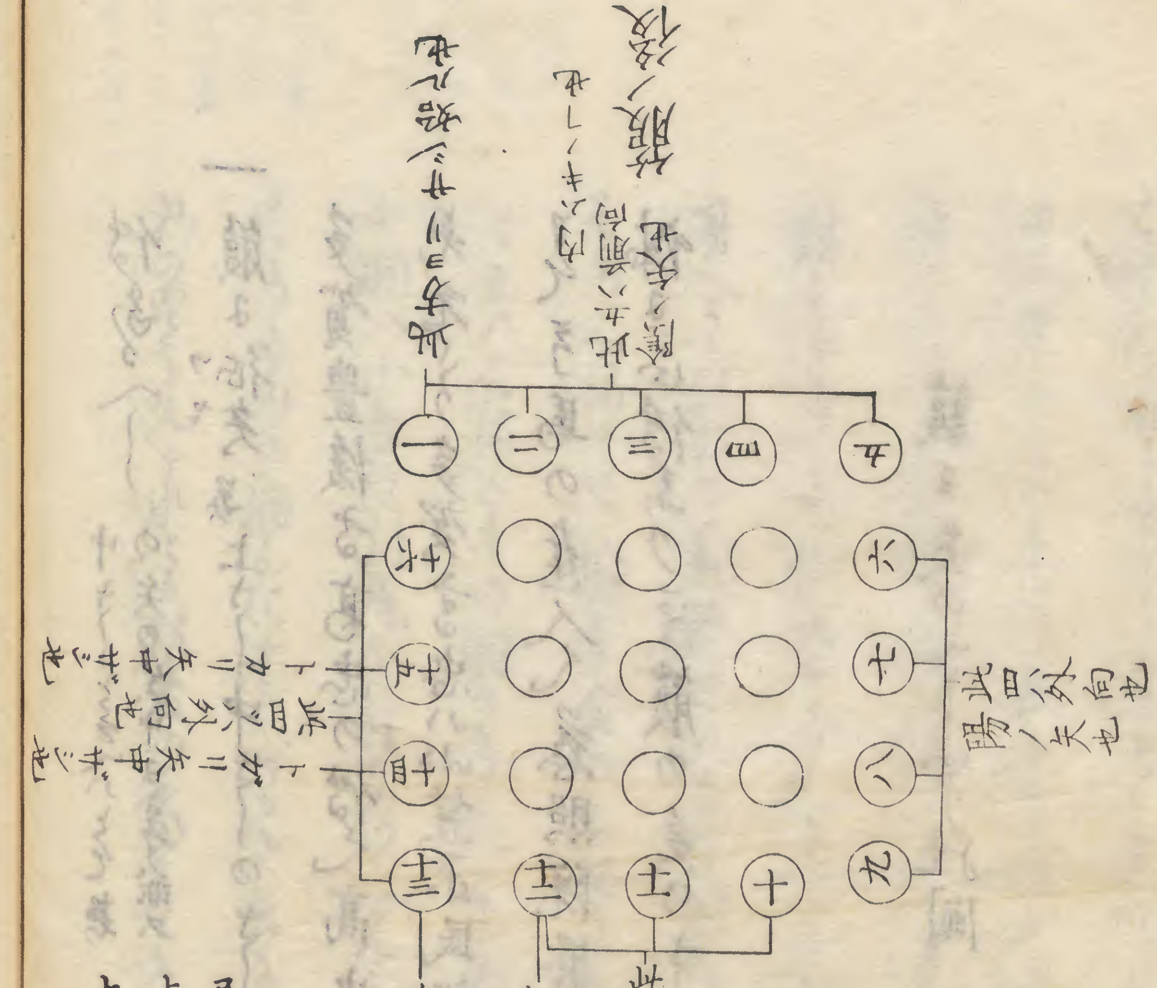
箙ノ後
此方ヨリサシ始ル也
此五ツハ前向
陰ノ矢也
内ムキノヿ也
此四ツハ外向也
陽ノ矢也
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
此四ツハ外向也
トガリ矢中ザシ也
トガリ矢中ザシ也
此三ツハ前向也
内ムキノヿ也
カブラ矢上サシ也
カブラ矢上ザシ也

箙ノ正面

弓法私書ニ廿五矢ノ時ナラデハ
上ザシヲサズト見エタリ
上ザシサヽヌ時ハ中ザシモサスベカラズ

一弓に巻く藤ハ正字ハ籐の字也竹冠に書之艸冠に書して藤と書くハふぢと云字之ふぢハ弓に巻くものにあらず籐（竹カムリ）と云物ハ䕨籐とも云之東西洋考と云書ニ云䕨籐蔓抽被地無枝葉有皮裹其外如竹皮剥之則落長數丈不値剪伐可繞數國○齊民要術と云書ニ云䕨籐圍數寸重於竹可以代篾以縛舩及以為席勝竹○字彙ニ云籐蔓生似竹○右の文の意ハ䕨籐と云物ハ蔓出て地の上にはひひろがり枝葉もなし皮をかぶりて竹の如き皮を剥げバよくおちる也長さハ丈ほどもあり剪らずしておけバ何ほども長くありて數ヶ國を繞るほどもひろがる也莖のながき

巻やうハ弓の内外などあり竹よりも重宝之竹の輪の代りにもある也又舩をつなく縄にもある又細くさきて席に織るなどにもよしとぞ弓に巻くハ右の籘籐の皮をもさき細くさきて巻之古書に真樺（マカバ）を巻くと云ハ籐を巻したるを云也樺を巻くと云事前に記せし籐を巻くたるを其樺を巻と云ハ残をも巻き糸を巻くたるをも樺を巻といふまじくよりの也それは紛らはぬ為か真樺と云之故ことの樺と云心也

樺ヲ巻ト云ヲカバサクラノ皮ヲ巻ク事トスルハ非也

一 うはざしに矢をさすに夏秋ハうはざしを上にさす春冬ハ底にさすとぞう矢をバ上ざしのごとし春冬ハ上にさす夏秋ハ底にさすといふも流書に見えて上差細をハ記ざる故知人少く本間流の聞書にも箙に矢さすべき次第は第一の底に的矢一手其上に猪の目切るとがりを底にさすべし但夏秋ハかりまたを上にさすべし冬春ハかりまたを底にさすべしとがりを上にさすべし謂（イハレ）ハ冬春ハ綿（ワタ）入たる袍の上を射んためにとがりを上にさし夏秋ハ帷子の上を射んためなりかりまたを上にさせと云く是にてとがりハ細くかりまたハ袍を射切る故也綿入の衣服着たる時ハ綿ハ絲もくてやハらかなるゆへかりまたにて射切られぬ故とがり入の衣服着たる沈ハありますさを不用ゆへ底にさすなり

一 弓の弦ハ麻苧（アサオ）を水に少の間ひたし頓（ヤガ）て取上げ短き竿（サヲ）に付

て芎（オ）の所を以て矢をおしてはちくニ出来るをかゝもしてこきのまゝし
て弦の名をきく様ハ永らけて縫きしくしてさす是直例也
ぬけぬまじうちも芎をうちてそれまてさせバ弦しと云然れを
うちかる麻まてハ弱しきし法きしるハ弦きさし武人云芎をゝづ
くハ婦人のなすべき事ニ婦人の手をかれる事有ひくさしと云く
貞丈云然らハ男子芎をみづからもすへし男もあるし又云婦人
も経文を読む間ハ穢あり経水見さる婦ハ穢なし禁中の
神事ニ婦人一先役ニ勤ムる事多し又伊勢の斎宮賀茂の斎
院ハ天子の御女也神社ニ巫女（ミコ）神楽（カクラ）を奏するも男ハ陽也
女ハ陰也陰陽ハ天地自然にそなハりて一方かけてハ天地
の為にあらん仮之神道ニてハ婦人を忌む事なし只経水と
穢の間ハ其穢を忌むハかりニ女人禁制といふ事ハ佛法
ニて云ふ事也されハ弦芎を女ニみづからする何の憚
あしきて経水の間ハいむへし軍旅ニ女を忌むる事ハ
各の趣を以准し知へし

一 弦をさすと云ハ本ハさしつぐと云也さしつぐと云事を略し
てさすと云成し芎をさしつゐて也さしつぐハ也門本の平
家物語に惟能（コレヨシ）ハ鳴りぬる忍はゝ引掻（ヒキカキ）の直垂うちうけ
引（肩脱）ちぬいて弓の弦をさしついで居たる所へ伊村（コレムラ）帰里
来りたると見えたり

一弦の上せき中せき下せきと云ことを昔ハせどきと云もありて
つるといひしを細川高國の小的之書（外題ハ小的書トアリ）弦下乃
はらりよりきれてと云ことあり

一小笠原光清ゟ之記岡本美濃守縁侍の記にも外にも古記
ニ弦さびでと云事あり今世つがきぬと云物ニ弦緒を
巻く絹のすそさいでと云ハ割出と書て絹などの裁（タチ）を
つけのこきれのことなり古板の節用集ニ割出の二字を出して
サイデと訓を付たり後撰和歌集巻七秋の哥の中ニ云
あるところにてさいでを女のもとにつかハしける源のさく
なゆ「昇こる日後はぬるゝわが袖と秋の紅葉といづれ濃き

又曰清少納言枕草子ニすぎにしかた恋しき物のかれたる
あふひひゐなあそびのてうど（調度）ふたあゐゑびぞめ（蒲萄染）などのさいで（割出）
のおしへされてさうしの中にありけるを見つけたる云々

一躰（タイ）の矢と云ことを近世ちかし〳〵の雑説を作り出して人を惑
はするなりおよそ箆ニ梼形あり（くしらきを矢くびりとも云　田舎人なとハおさばとも云）
矢の根をバふとくしてさしこむ也然ルニ古制の箆ニて
梼形のあるき箆ありそれハ矢の根を深くさしこむ為にその底

一板ニ立之寸箆の矢ならでハ両方の方ニ矢一筋立る事を
鉾の矢と云両方ニ草結のつぶありそのつぶニ鉾の矢を
立て一ツ鉾の矢ニ熱の矢を二ツ三ツ付る也熱の矢の本鉾ニ

する也袮の矢と云様形ある箙にハ袮の矢をさす事に不
及故袮（タイ）の矢をさゝぬなり

一　笠懸（カサカケ）引目（ヒキメ）のひしぎ目のなり射御持長記に云笠懸引目
の事五寸五分を指五音五形をこのむと云り色赤うるし根本
ハひしき目なし実朝の御代より今の笠懸引目ハ定る事なり
笠懸ゆう書云（えもの書）笠懸引目のひきめハ實朝のにぎりふとし
ぎあとハし細くなるそれよりしてひきめ細くなるかこそりあらず
までひきめをもちし上賢抄云引目をもりひしぐといふ
新しき引目をかたりひしぎてこれめのあつげ音のよきとて
昔よりひしきて射りし笠懸ゆう書に（記云 未知）云笠懸引目の
ひしきめハ中程のどう巻より下を十二ひしくなり定木をあつ
るやうにつぶるなり定木をあてつくき程に定木を中にてつぶるに
たもちし篦束をもひハ大竹をもちてあつさをかせすてき
程よくしてあてつぶすなり

○笠懸引目

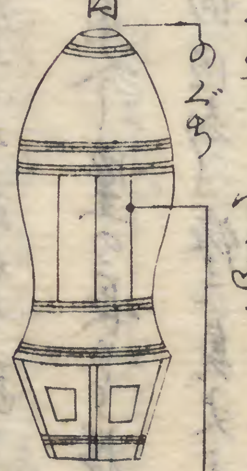

此竪にこれめを付る事を左の書
たまひしぎめといふ定木をあて
こゝをりすてこれめを付るなり
ひしきめと云ハ此すぢをそうのなりて
何も此所をくびらかし　前よりもひしきめひきめをとう
ひしき此あたりくびれあつくる故上の方にて竪にこれめ出来たる
形くし実朝のやうひしぎめひし　形あり此くびもさう所ハまるう

一　ひしきてあまくあつくるこちをまもへてこれめくる袮をままて
しそするこれめを付るなり犬射引目ハくびれずこれめなし

○定木を中くびにあてつむりとハ引目の高き所ひくき所に合せて定
木をこしらへてそれを引目にあてゝ十二分堅くくしを付るなり
これもしをバつくりてを以て細く巻き通してこれめをつくるなり

のもゐとハ引目のそこなる鏃をさしこむ所の穴を云

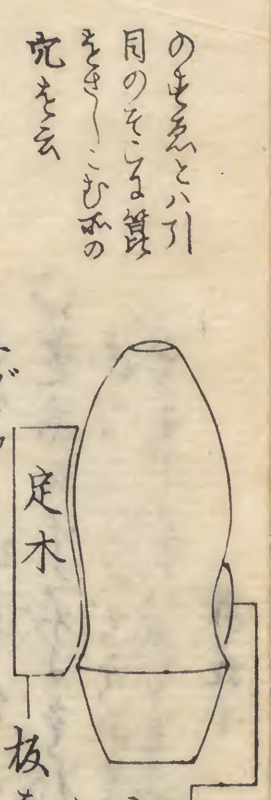

ひしぎめの本意ハ此くびれより而てひしぎめあり十二の竪もぢハ是れめくられめより音をなすぐおもしろきとて去頃りもうたと古記にあり

一 弓袋（ユブクロ）さしと云ハ弓袋を持つ役人の名也役名の部に記す

一 蟇目（ヒキメ）の大小ハ射手の弓の強弱によるなり然れハ定寸法なし弓強けれハ大ぶりを用ひ弓弱けれハ小ぶりを用ひ射て試て大小を定め用ふべし竪の長サと横のふとさの恰好（カツコウ）つりあひのよき古書に寸法あり依て真丈なる恰好を考へ左に記すべし先づ云ハ蟇目竪の長サ五寸なるハ横のふときハ六寸より七寸までよし（竪の長サを五寸に増ス）又竪の長サ八寸なるハ横のふときハ九寸までよし皆是に准じ知べし（ふとさとハ蟇目のぶちの所のふとさなり）

木ハ朴ノ木又ハ桐也

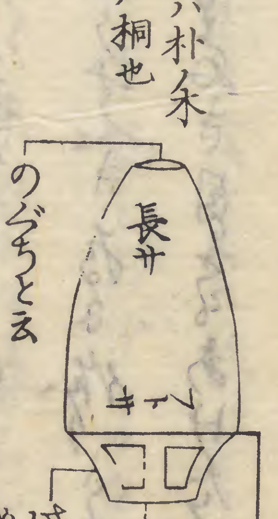

此所をまめがらと云まめがら（より）引目なり の長さハ引目の惣の長さを四ツにして其一ツ分のたけにすべし まめがらより上の口ちまでの長さハ惣長さを四ツにして其三ツ分にすべし

ひきめまくらの大サハまめがらのさしわたしの寸を考へて其三分を用ゆべし 古代ハ蟇目くりと云職人有て蟇目をはがずしてくりしが今ハ其者なきゆへ竪木にはりて中をくりて接合せにして竪木にはりて二ツ割よりハまめがらの所までつぎしろのよきなし

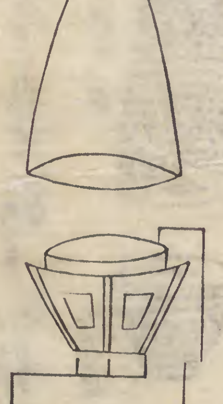

此所香箭などの鏑て入との如くしまめがらのかどまで合せしめうちまにこむざの形きこみ合せてつくなり

めずくらハ引目くじけざらんがために竹をめずくらに入る也竹を厚くして入へしうすくなるハめずくらなしてハ用にたゝず

一竹の根蟇目ハちいさき竹の根のささの丸くいぼがしらのやうなる所を以て作りし根ニてまた蟇目ニ作りし

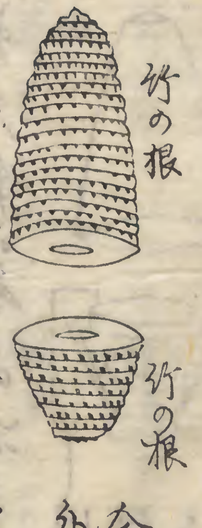

今世ハおのごとく中をくりぬくべし外もけづるべし根をよく乾して宜し

是ハ外をけづらぬ時の形也中をくりぬくハ右の時ニくるべしかれて後ハまたよくくるべし竹の根引目ニハ目程入ニ不及

一蟇目を作るニ木をうすくくりたるハ鳴り音ひゞきありてよしされども落たれハ物ニ中りてくだけやすく厚くくりたるハ鳴り音ハよのつねなれども物ニあたりてくだけず元来蟇目ハ鳴りすべき為ニ作りたるニあらず軽くなるべき為ニ中をくりぬき目をもあけたりし蟇目の本意ハ物ニ疵を付ず射倒すべき為ニ作りし物ニあたり鳴る音を驚魂する物ニてあらず目をあけたるも内へ風を孕ニ風入て鳴る也前ニ記すごとく東鑑ニ伊勢三郎能盛か竹の根引目ニて河実を射たる所有又和田太郎義盛の雲井の声を引目を以て鳥より射落したる也又左親衛引目を以て熊を射落したる事見ゆ何れも東鑑ニ見えたり此の如くさる物なれバ鳴り音のおもしろきとてうすくくりて砕れやすきニ作りたるハ何の用ニもたゝぬ物也鳴り音ハあしくとも厚くくだけやすからぬ様ニ作るべし鳴り音を驚魂するハ引目の本意ニハ非ず

一蟇目ハ元来魔生の物を退る為に拵出しける物也といへ人さゝあやかりし鳴り音ある物なる故狐狸なとを射ておびやかすゝ作り又鳴り音に驚きおそるゝしまげ物の為とて作り出しける物にあらず一説まて云ハ前にいふことし

一ちく箆の事職人盡歌合矢細工の絵の詞にこれハちく箆とてあつらへられてはやらし中学集に（射家ノ書也）云うきすをハ手をきらふ物なれバ好みに依ると云り古よりうきすの名物と云佐渡箆也又信州知久の一ヶ崎と云を用ゐきされたることうきすとてに徳多き也或矢匠ノ云ウキスト云ハ箆軽クシテ水ニ入レハ浮ク故ウキスト云ウキスハ佐渡ヨリ出ル今ハ出サズ知久ト云ハ信濃國ノ地ノ名也知久ト云所アリ昔信州ハ小笠原殿ノ領地也シユヘ知久ノ箆ヲ用ラレシナリ一カマト云ハ二年ヘタルハ鎌ニテ一刈ニ切ラルヽ也三年ヘタルハ一刈ニ切ラレズナタニテ切ル也一鎌ニテ刈リ取ラルヽヲ一鎌トテ用ル也是ヲ鎌箆トモ云フ也鎌ニテ刈ラルヽ故ナリ

○貞丈云ウキスト云ハ水ニ浮ク故ウキスト云トハ非也堅キ箆ニテモ水ニ浮クモノ也沈ム事ハナキナリウキスト云ハ竹ノ肉シマラス浮キタルヲ云也堅キ箆ハ肉シマリテ堅シウキスハ肉シマラヌユヘ浮スト云ナリ水ニウク事ニハアラス何ノ箆ニテモ水ニウク也信州諏訪ノ人ノ云ク信州ハスヘテ竹ノ性悪シ太キ竹ナドハナシト云按スルニ寒國ナルユヘニ土地竹ニ相應セサルユヘニ竹ノ肉實セズシテウキスニナル也

竹林派の書に云箆竹ハ二年竹をうきすと云三年を強箆（ツヨノ）と云二年にたらさるを謂うきすと云といへともさりてハあし又我近年の矢師ゟ法覚悟しれる人へ問遠多し併ハ五月生して其五月迄まて月数ハ一年まして二年竹なり今年の五月に生したる竹を来八月切りたるをうきすと云去年の五月に生したる竹を二年めの八月切りたるを謂

うきすと云今年の五月生じたる竹を四年目の八月切たるを三年竹の強箆と云年たらぬ竹ハよわし矢ハ切て一ヶ年ほど一銭目法のおもしをかけおくと云る旧記にあり

一 矢のたけ節を揃つけの節と云る的矢ハかぎらざる也常の矢ハいふべからず（弓礼秘伝書に見えたり）

一 村重藤の事弓礼秘伝書（武田伝来書 小笠原浄元記）云村重藤と云ハ藤をむらむらとちらしてつゝのひらを云也是ハ重藤の根本とする所卅八卅六合て八ゝ六十四のつもりに巻なり其余のこしらへ方ハすべてむら重藤と云也然れども中比より村重藤のくみやうを定ても是いふ也口伝にあると云々

一 差箙（サシエビラ）弓法私書に云箙にさしたる箙さし箙かり箙と云ありさしたる箙本也と見えたりさしたると云ハ板にて筥（ハコ）のごとくさし合せたるにて其ぬりひすべし八足くきちやうめんをとりたる也

一 革箙（カワエビラ）射法拾遺抄に云革にてつくるハ略儀也と云り公方様御成記に云箙皮にてつくりたるハ略儀なりさしたるの事也ら有りかゝる箙と云ハあしまでつゝまず迄之さるつぶ箙と云ハ井（猪）の皮をかけたるを云と見えたり華箙といふハ箙の方立をあめし皮にてつゝみたる也

一 たうやの弓の弦をきらしてられたるとき国を為也古き

ユカケ皮巻フスベ也ウヅラ巻水巻紐紫丈高指クスシ指ヲ紫皮ニテツグ也紋ハ不付單陣巻フスベ紐指紫家ノ紋ヲ付ル畧義ハ名華コウゾン皮フスベ草無紋也ヒモ友皮也無紋

ゆかけと云しを故書當用抄に云たるゆかけの長さ四寸ありとこそ見えたり

一　碁石頭（コイシカシラ）のゆかけ本間流聞書に云角鷹（クマタカ）の羽をハ先すり白くなりたるを取て是をひきかへて花と云也又白くまだらなる所に羽どりたるをハ碁石と云也又いろこをのこして羽どりたるを蠅頭（ハイカシラ）と云也

一　三ツ懸四ツ懸のゆかけの事細川玄旨弓馬聞書（慶長八年に記サレタルなり）云ゆかけを四ツゆかけに射る事射手の好流によるへし又（小笠原流ニシルヿナシト云ヿ也）三ツゆかけとやいふハ殊勝なり弓ハ三ツゆかけ本なりとなん　玄旨ノ説ハヤ三ツカケ四ツカケノ称アリシ也ボウ也堅クナリシハ差矢始リテ後ノヿ也

ト八無地也指モ友皮也紫ヲヒモ指ツグニ用ルト云ハ不浄ヲノゾカン為ニ用ルト也

又巻目一寸斗リ巻テ又五分斗才イテ一寸巻テ其上ニ藤ヲモ巻也

一　せんだん巻せんだん巻ハ若狭に記さるゝしげ籐弓の本筈うら筈の下に籐をまきて十文字にまくをせんだん巻と云也せんだん巻といふハしげ籐の下地を巻時の事也下地麻糸を漆をおしつけ巻目二分しげく巻又一分おきて又二分巻ぬり際てまき継て上をせしめうるしにてぬる也掴籐をだんだん此巻目の上に巻て其上をろういろにぬる也上下矢摺籐三所に白籐をつかふ也

一　せんだ巻の弓と云ハ千手巻（センダマキ）也下地にうるしを付て麻糸にて巻目を五分しげく巻又五分あけて又五分巻だんだんぬり麻糸にて巻てせしめの所まて塗こめて上をろう

色にぬりたる握上下矢摺籐三所白籐をつかう惣弭ハ籐を
巻ず是をせんだ巻の弓と云也

一そば黒の弓と云ハ永正家中竹馬記云そば黒の弓ハ竹を
ぬらで皮を黒くして竹をハぬらずしてそば木ばかり
黒くぬりたる（上下矢スリ三所ニ白籐ヲツカウナリ）

一二重(フタヘ)赤漆(アカウルシ)の弓と云ハ同書に云又こき赤うるし木を
籐も赤うるしにぬるをばふたへ赤うるしと云也云々竹を
こき赤うるしにぬり木をうすき赤うるしにぬりて
矢摺のから籐三所に白籐をつかふ也赤うるしとハ
漆に何をもませでぬるを云也

一赤もうせんうけまくらの事同書に云空穂に何皮に
ても懸たる也但犬の皮ねこの皮などハかけぬ也又京都にても
虎(コ)豹(ヒヤウ)の皮ハ人に依て斟酌もあるべし賞翫ある故也又
もうせんをも懸たる也慈照院殿御代殿中へ諸家武具
常して参せらるゝ事ありし時小笠原備前（大中）赤き毛
せんを懸たるうつぼに十六矢をさしてかゝりをこうけて付け
置たりし小笠原播州元長物語ありしと云毛皮を用ひし
て赤もうせんにて包こみたる也赤もうせんとハ緋(ヒ)らしや（の事也）
ものもうせんの事に候も赤もうせんの鞍覆ハ御免
ありてハ用ひられぬ事まて有れとも空穂に懸るも苦

しかゝざるなりや是ハ飾りのために用しまて式の例にハあらず心得へし

一 空穂の矢をさしかへ候と云事有是ハノ股をあしくさせバぬけの兆さる事有其のため也射手の方を上へ筋違に指て抜くる為にかへましてさす也

或云坂弦ハ京八坂より出る事を云とあれとも伊勢の松坂の説を用へし

一 坂弦（サカヅル）の事万札役之次第云さその弦の事さての此老のさしたる本弭（モトハズ）より作り初めていまだ末弭（ウラハズ）をバつくらずして置ありをさての弦といひ此ものゝつるをと云之云し此のハ松坂之職人歌合に松坂やうかくと云詞あり其の事にあり○布施弦と云ハ布勢の海越中國射水郡にある多胡海とも云此所之名産也○開弦と云ハ伊勢國冥といふ所の名産也

一 弦を作る事日置（ヘキ）宗家と云八十歳余（宝永ノ比八十歳也）の老人の説に苧（オ）を縒苧（スビソ）のぬくうみてかせのぬくに而て糸につけよきをうけて米俵をつるしこきたるが能と物語之云ゝ弦の苧ハ出羽の山形より出るをよしと云苧強くしてよしと云へり

一 矢開（ヤビラキ）に用ざるハ鵯（ヒエトリ）鵐（シトヽ）木鼠（キネズミ）鼯鼠（ムササビ）之ひえとりとハひよ鳥之しとゝとハちやうまん之きねずみとハりすの尾の細き之むさゝびとハのぶすまの事之射御持長記に云

むさゝひハゑはくしとよむハ誤之

一 鶉目樺（ウツラメノカバ）之事 東鑑 建久元年九月十八日條 俣野矢可覧之無文漆羽以鶉目樺挟之藤口巻也 又蜷川親元が記ニハ羽形と云事ようつらめの樺まきたる征矢なり又上矢ハうつらめの批まきもくさし真樺（マユミノカバニ）対して樺のあまはまでもくをうつらめのかばと云之（樺のあま皮の色鶉の羽ニ似たる也）

一 焦（コガシ）箆（ノ）の事 小笠原引目のかぶらに用ゆる也 箆を不残こゝの（こゝの）したるなある 射法拾遺抄ニ云 こゝのしのを用ゆるこゝの矯めしうけのめしといふ 射手方聞書云 かくしハこてのしのとゝしてあゝ箆をめしうけ迄をあぶりて火ニてこがす也（フシゞノ上ノ所バカリ火ニテフシカゲノ如クコガシテ外ハ白クシテ置也）

一 さゝし箆の事 前ニ注せしハかへし誤なるへき也 箆黒漆までつをあくさつと薄くぬりたるべし、めしうけをあぶり付る黒うるしまでつやあるやうにぬりたるを云なるべし 上賢抄云 一手神頭の条 箆ハさゝし箆なるべし（ウルシニテサットウスクスルヲ云） 又のごひ箆（赤ウルシニテノゴヒタルヲ云） まもすると云て 的出張記云 的矢の条節うけ塗よりうわまでハ（的矢本式ハ白箆ニシテフシカゲトリタルヲ云） さゝし箆も不苦云く（是ウルシニテサットスリテコクフシカゲヲトルヲ云） 本間流聞書云 めしうろの条ニしの下塗さゝしたる也（此サハシト云意モウルシヌリテ次第ニウスクサットナリタルヲサシテサハシトハ云ヘルナルヘシ） 次第ニ匂ひなるやうにうすくぬりたるを云

云く永仁古衣始記云箆黒塗サハシ云く此文を以て黒塗トサハシトぬりたる二色あるなりを知へし

一　さび箆と云ハさもし箆の事之さもし箆ハ拭箆にして（ソゴヒノ）節の上をみかけとるなる之（サハシノハシヲ反切（カヘセ）バヒトナル之依之サハシノヲサビノトモ云）漆にて塗しぬる故さびさせたる心なり

一　箙にさす矢の数のこと　保元物語に鎮西八郎為朝のことをうきくる条に云　矢ハ手はさみぬれハ矢びつをもひらて為ともにあひし矢一つものこりなり　中畧　この軍に廿四さしたる矢二つて十八さしたる矢三つて九さしたる矢一つにのこりけれと云く此さしたる矢と云ハ箙にさしたる矢をいふ之箙

夫木抄　知家朝
から竹の節のいまに
まくてふかバ桜
春おもしろく
見ゆる宿

を一腰二揃といふなり

一　から竹のこと　小笠原の矢筈（ハズ）にから竹の節をけつりすして筈にするなり　から竹ハ漢竹（カンチク）也　一説にからハ篠にて矢ハからはせし竹を筈にする故から竹と云されと此説悪し　唐竹と記せし書もあれと唐の字ハ假（カリ）字なり　射手方必云　小笠原引目条　筈ハから竹の根の筈をよしとする〔きそうるをよしとして筈につくるに筈の皮をけづりさるなり（カラ竹根本ノ方筈ニヨキヲトリテ筈ニナスヲ云ナリ）

一　みつまずのこと（光大日ふし筈とハよそずの渓ちる一箭の字ふしとハよまん）箭筈（フシハズ）と書く　箭ハイヨウ・ぞてつとよむ　外の矢ハいつれも竹の節を以て筈に造りなれとも征矢の箆の末を残りて筈をたちさる筒のごとくなれハふしつ云といへり

又一説ニ云竹の節とふしの間をヨと云ヨハよふしの略
語也古哥ニ　呉竹のよのむかしもしのばれて忘れぬ
ふしの多くもある哉とよめり此哥にてもよとふしと別ある事
を知へし外の矢ニハふしを以て矢筈とすれ共征矢ニ
限りてハふしを不用竹のよの所を切りて筈とすれハよはずと云也

消印

貞丈雜記十[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan